

# 商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！

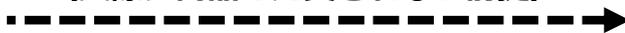
高額な違約金（キャンセル料）を支払う前提で、商品買取業者からお金を受け取っていませんか？ そのお金、ヤミ金融からの借金かもしれません！

## いわゆる「先払い買取」現金化に要注意！



利用者

①商品画像を送って商品の買取依頼  
(実際に商品は売買されない前提)



②商品の先払い代金として金銭の支払い  
(違約金名目の金銭の支払時期・金額の案内)



③商品発送期限到来後、金銭（買取り代金）の返還+違約金（キャンセル料）名目の金銭の支払い



悪質な業者

実際に商品の発送をしなくても即日現金

**特徴 1** 商品売買（※1）を装っているが、契約の解除（キャンセル）を前提としている。（※2）

**特徴 2** 違約金（キャンセル料）名目の金銭が高額。

（※1）ネット上の商品（スマホ、ゲーム機等）の画像など、利用者の手元にはない商品を対象とすることが多い。また、業者側から商品画像が提供されることもある。

（※2）業者は実際に商品を買取るつもりはないため、対象の商品の価値に関心はなく、契約に当たっては、主として利用者の収入等による審査が行われる。

- ▶ 後々の高額な違約金（キャンセル料）名目の金銭の支払いによりかえって生活が悪化し、多重債務に陥る危険性があります。
- ▶ 取引で提供した個人情報が悪用されたり、ネット上でさらされるなど、トラブルや犯罪に巻き込まれる危険性があります。

⚠商品売買を装っていても、その経済的な実態が貸付けであり、業として行う場合には、貸金業に該当するおそれ（※）があります。

（※）個別具体的な実態を踏まえて判断する必要があります。

貸金業登録を受けずに貸金業を営む者は、違法なヤミ金融業者（罰則の対象）です。（10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科（貸金業法第47条第2号））